

令和3年4月22日

草津市立草津小学校
保護者の皆様

草津市立草津小学校
校長 高井 育夫

令和3年度草津小学校・新しい学校生活ガイドライン

新型コロナウイルスの感染が再拡大し、4都府県に緊急事態が出されようとしています。県内の感染者も増加傾向にあり、4月15日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」における警戒ステージが「ステージ2」から「ステージ3」に引き上げられました。

この度、「令和3年度 草津小学校・新しい学校生活ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインに沿って、感染予防対策・心身の健康保持・学習の保障等に留意しながら、教育活動を進めます。

なお、本ガイドラインは現状を踏まえた年度当初のものであり、今後の新型コロナウイルス感染状況及び国・県・市の動向や指導等、季節の変化により変更し、新たな対応をすることもあります。

1 学校生活について

新型コロナウイルス感染防止対策を継続する中、次のあげる(1)～(4)は今後も学校生活の大原則として順守していきます。感染が拡大しつつある現状から、保護者の皆様と協力して進めていきたいと考えています。

- (1)手洗いの習慣化を徹底します。
- (2)マスクの適切な着脱の習慣化を図ります。マスクを外してよい場面は現行通り。
- (3)密閉・密集・密接を避けることの意識化、行動化を進めます。
 - ・子どもの意識化、行動化が定着するように指導を重ねていきます。
 - ・気になる状況が生まれたときは、教師の指導を適切に入れます。
 - ・窓の開放による換気、エアコンやサーキュレーター等を使った適切な室温調整を行います。
- (4)各家庭でも、検温・健康観察を行い、発熱時・体調不良時の登校回避に関するお願いを順守してください。

2 各家庭へのお願い

- ① 毎朝の健康観察、検温を徹底してください。家族の健康状態の把握もお願いします。
- ② 発熱・体調不良があるとき、または、家族に感染(の疑い)があるときは登校を控えてください。発熱や風邪等の体調不良の時には「感染リスク回避のため」出席停止扱いとします。
- ③ 本人および 家族に感染が疑われる症状があったときは、医療機関・保健所で受診してください。医療機関、保健所等の指示に従い、状況によっては PCR検査や抗原検査を受けてください。〔出席停止扱い〕
- ④ 感染が判明した場合や、本人や家族が PCR 検査や抗原検査を受けた場合、濃厚接触者に指定された場合には、直ちに学校まで連絡をお願いします。休日の場合には、「休日緊急連絡メール」 corona-kusatsu-p@o365.sk.ed.jp に連絡をお願いします。その後学校から市教委へ報告を行います。
その後市教委・保健所等の指示を受けながら、
 - ・個人情報保護 および関係児童等の人権保護
 - ・関係児童・教職員のPCR検査
 - ・全保護者へのお知らせ
 - ・学級・学年・または学校の閉鎖
 - ・施設の消毒
 - ・以降の学習の進め方 等を検討 などを行います。

3 教職員の場合

- ① 施設・設備の消毒を学校衛生サポーターの助力も得ながら進めます。
- ② トイレと手洗い場は教職員で清掃します。
- ③ 毎朝の健康観察、検温の徹底をします。
- ④ 発熱・体調不良があるとき、または、家族に感染(の疑い)があるときは出勤を控えます。
- ⑤ 本人および家族に感染が疑われる症状があったときは、医療機関・保健所で受診します。医療機関・保健所指示に従い、状況によってはPCR検査を受けます。
- ⑥ 感染が判明したときは、
市教委・保健所等の指示を受けながら、
・個人情報の保護 人権保護に配慮の上、全保護者へお知らせします。
・学級・学校の一部または全部の閉鎖を行い、施設の消毒を進めます
・関係児童・教職員のPCR検査 等を進めます

4 服装、持ち物について

次にあげるものを登校の際に準備していただくようお願いします。

- ① 健康観察票
- ② ハンカチ、マスク、マスクを入れる(ビニル)袋、汗拭きタオル
- ③ 予備の(ビニル)袋に入れた別のハンカチ、マスク(置きハンカチ、置きマスク)

今後、気温が上がってきた際には、以下のものを活用して熱中症を予防していきましょう。

- ① クールタオル類、
- ② 十分な量のお茶(スポーツドリンクも可)
- ③ 日傘

5 学習指導に関すること

- ①教室は、子どもたちの机の間隔を空け、授業中、窓や扉はできる限り開けて換気します。
- ②子ども・教職員は、常にマスクを着用します。咳エチケットを守ります。
※屋外では、人との距離を十分取ったうえで、マスクを外すことがあります。
- ④家庭科の調理実習については、子ども同士が共同で行う内容は見合わせます。教師の師範 を観させたり、それぞれの子どもが個人で行える内容に限って実施したりします。
- ⑤音楽科の学習は、距離を十分にとり、マスクをして歌唱指導、演奏指導を行います。笛や鍵盤ハーモニカ用のタオルを使い、唾液の飛散を防ぎます。
他の教科も、感染に配慮して授業を進めていきます。
- ⑥校外学習はバスの台数を基本1クラス 1 台以上とし、乗車人数を減らし、間隔を取って座ります。6年生の若狭自然教室は、宿泊施設(国立若狭湾青少年自然の家)の感染症対策に則り、3密を避けるよう、活動内容や宿泊環境を十分検討して実施します。ただし、滋賀県および行き先(福井県)に非常事態宣言(緊急事態宣言)が出されたり、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準において、滋賀県および行き先(福井県)の感染レベルがともにレベル1でない場合は、延期または中止します。

6. 給食指導について

- ①配膳台の消毒を徹底します。
- ②学級にいる全員が石けんでの手洗いをきちんと行い、マスク(当番はエプロンも)を着けて準備や片付けをします。手洗い後、全員が手指のアルコール消毒をします。(手荒れ等でできない児童は除きます。)
- ③食事直前にマスクを外し、給食時も机を前向きにし、会話をせずに食べます。
- ④その後の歯磨きも、会話をせずに行います。